

石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（素案）の概要

令和4年4月1日施行（予定）

1. 目的及び基本理念

市の豊かな自然環境及び良好な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図り、自然環境と生活環境に配慮した、持続可能な未来を構築できるよう、市民の意向を踏まえながら、その保全と活用を図っていく。

2. 市、事業者、市民の責務

- 市の責務 条例の適切かつ円滑な運用を図る。
- 事業者の責務
 - ①関係法令と市条例の遵守。
 - ②自然環境、美しい景観、災害防止、生活環境に配慮し、住民等との良好な関係を保つよう努める。
 - ③発電設備及び事業区域を適正に管理をすること。
 - ④廃棄物の適正処理と事業終了後の発電設備の撤去及び適正処分と事業区域の原状回復に努めること。
- 市民の責務 条例に定める手続きの実施に協力するよう努める。

3. 適用事業

発電出力10キロワット以上の事業



※ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、次に掲げる事業は除く。

- ① 建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業
- ② 個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力50キロワット未満の事業（抑制区域を除く。）

4. 抑制区域

規則により、事業の抑制を求める「抑制区域」指定することができる。



■地すべり防止区域 ■急傾斜地崩壊危険区域 ■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ■国立公園 ■鳥獣保護区 ■農用地区域（特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。） ■保安林 ■河川区域及び河川保全区域 ■砂防指定地 ■埋蔵文化財包蔵地 ■史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地 ■県立自然公園 ■県自然環境保全地域

■その他市長が必要と認める区域

- ・バイオマス発電事業は、工業専用地域を除く市内全域
- ・風力発電事業は、県自然環境保全地域から5kmの範囲

※必要があると認めるときは、抑制区域の変更又はその指定を解除できる。

5. 工事着手前までの手続き

- 説明会の開催
 - ・事業者は、協議の届出を行う前、住民等に対し説明会を開催する。
※変更協議の届出を行う場合も同様（ただし、軽微な変更を除く）
 - ・住民等は、事業計画について意見の申出ができる。
 - ・事業者は、住民等の理解を得られるよう努める。
- 協議
 - ・工事着手90日前までに協議の届出をし、市と協議を行う。
 - ・届出事項に変更が生じた場合も、速やかに届出する。
- 事業抑制の協議
 - ・事業区域に抑制区域を含む場合は、市と協議のうえ、想定される影響とその対策を申出する。
- 市による現地確認

6. 工事着手等の手続き

- 工事に係る着手等の届出 ■市による現地確認
- 地位の承継：事業譲渡又は相続、売買、合併若しくは分割（地位を承継した日から30日以内に届出）
- 事業終了（事業終了から30日以内に届出）
- 事業者に対して報告及び立入調査

7. 市による指導等

- 助言、指導又は勧告
 - ・事業者に対して助言、指導及び勧告を行う。
- 公表
 - ・正当な理由なく勧告に従わないときは、勧告内容を公表する。
 - ・公表前、事業者に対して弁明の機会を付与する。

8. その他

- 条例の施行日前に環境影響評価法（国）及び環境影響評価条例（県）に規定する手続きに着手した事業については、この条例は適用しない。ただし、市条例の基本理念を遵守するよう努める。
- 施行の日から180日経過以後に工事に着手する事業に適用する。